

10/15 日誌

# 高浜再稼働想定繰り下げ

3号機 12月下旬  
4号機 1月中旬

関電

## 異議審考慮せず さらに遅れも

関西電力は十四日、高浜

原発3号機（高浜町）の再

稼働の想定を従来の十一月

上旬から十二月下旬に繰り

下げる、使用前検査工程の

変更を原子力規制委員会に

届け出た。高浜4号機の使

用前検査の受検も同日申請

し、再稼働の想定を来年一

月中旬とした。ただ、二基

とも福井地裁による運転差

し止めの仮処分が覆らない

限り、再稼働はできない。

＝関連②面

使用前検査は、認可を受

けた計画通りに工事が完了

したか規制委が確認する再

稼働に向けた最終手続き。

3号機は八月中旬に始まっ

ている。変更届では、燃料

の装填を従来の十月中旬か

ら十一月中旬に、営業運

転の開始を十二月上旬から

来年一月中旬にした。

繰り下げは、3、4号機

の共用設備である防潮堤の

液状化対策の審査で、関電

の予想以上に時間を要したのが主な原因。仮処分の異議審や地元同意時期の影響は考慮していない。ただ、関電は「作業をどこまで進めるか異議審の進捗状況、立地地域の理解を踏まえ、総合的に判断する」としており、さらに遅れる可能性がある。

4号機の申請では、十月

二十一日に使用前検査を始

め、核燃料の装填を十二

月中旬、営業運転の開始を

来年二月中旬と想定した。

地元同意について、西川

一誠知事は大学教授らでつ

くる県原子力安全専門委員

会で規制委の審査結果を検

証した上で、高浜町、県議

会、国に提示した五条件の

対応状況を踏まえて判断

する意向を示すが、時期は

不透明。燃料装填は「地元

同意の後」と明言してい

る。

高浜町の野瀬豊町長は年

内に判断する方針だ。

仮処分の異議審は次回、

十一月十三日に開かれる。

この段階で結審した場合、

住民側の弁護士は決定が出

る時期を「早くて年末ぎり

ぎり」とみる。

(西尾述志)

